

高等学校等通学費助成制度のお知らせ



《高校生の通学費をサポートする制度をご利用ください》



伯耆町では、高等学校等に通学する生徒の保護者の経済的負担を支援するため、「(1)通学支援助成金」と「(2)定期乗車券等購入助成金」の制度で助成を行います。該当となれば両方申請することもできます。

申請は、高等学校等に通学した各学年度内に申請ができます。(高等学校入学前の事前申請はできません。)

※高等学校等とは、公立、私立の高等学校、高等専門学校(3年次まで)、特別支援学校高等部、専修学校高等課程。

	(1)通学支援助成金	(2)定期乗車券等購入助成金
申請受付期間	令和6年3月1日～令和6年3月18日	令和5年5月1日～令和6年3月18日まで随時
助成内容	支給対象月(8月及び3月を除く。)の通学費として1月当たり1,000円を助成。(上限10,000円) 《例》4月～翌年3月まで通学した場合、1,000円×10か月=10,000円を助成。	支給対象月(3月を除く。)の通学費として、定期乗車券等の購入額1月当たり7,000円を超えるときに、 <u>超えた額に相当する額</u> を助成。 《例》JR・バス等の1か月の定期乗車券の合計が8,500円の場合、8,500円-7,000円=1,500円を助成。
対象者 (各助成についてすべてにあてはまること)	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者 ・生徒は、高等学校等に<u>通学</u>していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・伯耆町に住所を有する生徒と同居している保護者 ・生徒は、<u>県内</u>の高等学校等に通学していること ・生徒は、<u>高等学校等への通学に公共交通機関の定期乗車券等を利用していること</u> ・生徒は、<u>月額7,000円を超える</u>通学費(特急料金を除く)を負担していること
申請手続きのため持参いただくもの	<ol style="list-style-type: none"> ① 保護者の住所及び氏名が確認できる書類(マイナンバーカード、免許証など) ② 学生証の写し又は在学証明書 ③ 認印(自署の場合は不要) ④ 振込み先の確認のため通帳(申請者名義の口座) ⑤ (定期乗車券等購入助成金については)定期乗車券の写し又は使用済みの定期乗車券、回数乗車券原本又は当該回数乗車券の領収書の写し <p>※伯耆町高等学校等通学助成金交付申請書兼請求書は、HPにもあります。</p>	
支給方法	申請をされた保護者の口座へ振込みをします。	
助成対象期間	高等学校等に就学から3年間を上限とします。	
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請は、<u>各学年度にそれぞれ申請をおこなってください</u>。高校3年間分を一度に申請することはできません。 ・(定期乗車券等購入助成金については、)申請には定期券等の原本又は写しが必要です。<u>紛失すると助成を受けられなくなるため、申請まで大切に保管してください</u>。 ・令和6年4月中に振込の予定です。 	

◆高等学校等通学費助成制度についての問合せ先

伯耆町教育委員会事務局 総務学事室 電話 0859-62-0927 FAX 0859-62-7172(代表)

伯耆町ホームページにも詳しく載っています。

伯耆町 HP

